国民保護業務計画

令和5年5月

沖縄セルラー電話株式会社

目 次

第1章 総則 1

- 第1節 計画の目的 1
- 第2節 基本方針 1
- 第3節 用語の定義 2
- 第4節 想定する事態 3

第2章 平素からの備え 4

- 第1節 活動体制の整備 4
 - 1 国民保護に関する連絡調整のための組織の整備 4
 - 2 情報連絡体制の整備 4
 - 3 緊急参集体制の整備 4
 - 4 特殊標章の適切な管理 4
- 第2節 関係機関との連携 5
- 第3節 業務に関する情報提供の備え 5
- 第4節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備 5
- 第5節 管理する施設等に関する備え 5
- 第6節 業務の提供に関する協力 5
- 第7節 備蓄 5
- 第8節 訓練の実施 5

第3章 武力攻撃事態等への対処 6

- 第1節 活動体制の確立 6
 - 1 国民保護対策を統括する組織の設置 6
 - 2 緊急参集の実施 6
 - 3 情報連絡体制の確保 6
- 第2節 安全の確保 6
- 第3節 関係機関との連携 7
- 第4節 業務に関する情報提供 7
- 第5節 警報の伝達 7
- 第6節 施設の適切な管理及び安全確保 7
- 第7節 業務に関する国民保護措置の実施 7
- 第8節 武力攻撃災害への対処に関する措置 8
- 第9節 応急の復旧 8
- 第10節 安否情報の収集 8
- 第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置 9
- 第5章 緊急対処事態への対処 9
- 第6章 計画の適切な見直し 9

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第36条第2項及び第182条第2項並びに沖縄県国民保護計画に基づき、当社の業務に係る武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)における国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)及び緊急対処事態における緊急対処保護措置、並びに生活関連等施設の安全確保のための措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針、沖縄県国民保護計画及びこの計画に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。この場合において、次の点に留意する。

(1) 国民に対する情報提供

新聞、放送、ホームページ等の広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。

- (2) 関係機関との連携の確保 国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努める。
- (3) 国民保護措置の実施に関する自主的判断 国民保護措置を実施するに当たっての実施方法等については、国、県及び関係 市町村から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判 断する。

(4) 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、国、県及び関係市町村の協力を得つつ、当 社職員のほか、当社の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配 慮する。

また、国及び県から生活関連等施設の管理者に対し、その管理に係る生活関連 等施設の安全確保措置の実施要請が出される場合には、国及び県から当該安全 確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を入手すること等により、 当該管理者及びその他当該施設に従事する従業員等の安全確保に十分に配慮する。

- (5) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
 - ① 国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対する配慮を行う。
 - ② 特殊標章の使用等に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際 人道法の的確な実施を確保する。

(6) 対策本部長の総合調整

沖縄県国民保護対策本部長(以下「県対策本部長」という。)による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。

第3節 用語の定義

1 武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけでなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概に言えない。

2 武力攻擊事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

3 武力攻撃予測事態

武力攻撃に至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った 事態をいう。

4 武力攻擊事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

5 武力攻擊災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

6 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することにより国民の生命、身体及び財産を保護することが必要な事態として内閣総理大臣が認定したものをいう。

7 生活関連等施設

国民保護法施行令第27条に規定する施設をいう。

8 危険物質等

武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質(生物を含む。)で政令に定めるものをいう。

第4節 想定する事態

1 武力攻擊事態

この計画で、想定される武力攻撃事態を以下の4類型とする。これらの事態は複合して起こることも想定される。

種類	特 徴
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの
	先行避難が必要
ゲリラ・特殊部隊による	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的
攻撃	に被害が生じることも考えられる
弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難
	で、発射後極めて短時間で着弾
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知するこ
	とは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難

2 緊急対処事態

この計画で想定される緊急対処事態を以下のとおりとする。尚、緊急対処事態への 対処については、武力攻撃事態における「ゲリラ・特殊部隊による攻撃」等と類似の 事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ② 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

- 1 国民保護に関する連絡調整のための組織の整備
- (1) 当社の業務に係る国民保護措置及び緊急対処に関する事務について、社内の連絡及び調整を図るための組織は、大規模自然災害事業継続計画に定める災害対策本部事務局とする。
- (2) 当該組織の運営に関する事項については、大規模自然災害事業継続計画定める運営方法に準ずる。

2 情報連絡体制の整備

- (1)情報収集及び連絡体制の整備
 - ① 当社の管理する施設、設備等(以下「管理する施設等」という。)の被災の 状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・集約するための、連絡 網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項については、大規模自然災害事業継続計画 に定める情報収集及び連絡体制に準ずる。
 - ② 夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努める。 また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても社内の 連絡を確実に行えるよう、連絡ルートの多重化、代行する社員の指定など、情報収集・連絡体制の整備に努める。

(2) 通信体制の整備

- ① 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との 連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。
- ② 通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努める。

3 緊急参集体制の整備

- (1) 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための当社 における必要な体制を迅速に確立するため、関係社員の緊急参集等についてあら かじめ必要な事項を定め、関係社員に周知する。
- (2) 緊急参集を行う関係社員については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認するよう努める。

4 特殊標章の適切な管理

知事が平時より特殊標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ知事より特殊証票等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、知事に対して使用の許可の申請を行い、適切に管理を行う。

第2節 関係機関との連携

平素から国、県、関係市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定公 共機関等」という。)の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の 整備に努める。

第3節 業務に関する情報提供の備え

武力攻撃事態等において、通信の疎通状況等に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備する。

第4節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備

知事から警報、避難措置の指示又は避難の指示の通知を受けた場合の連絡の経路は、別紙の連絡経路図のとおりとする。

第5節 管理する施設等に関する備え

武力攻撃事態等において、管理する施設等の応急の復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努める。

第6節 業務の提供に関する協力

- (1) 国、県及び関係市町村が、国民保護に関する業務を実施するための体制の整備を行うに当たっては、連絡先の提供、事業用電気通信設備等に関する情報の提供など必要に応じて協力を行うよう努める。
- (2) 避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、県と協議を行う。

第7節 備蓄

国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、自らの出来る範囲で防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努める。

第8節 訓練の実施

平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう社内における訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努める。なお、社内における訓練の実施においては、防災業務計画に基づく防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 活動体制の確立

- 1 国民保護対策を統括する組織の設置
- (1) 知事から沖縄県国民保護対策本部(以下「県対策本部」という。)の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて、社内等に迅速にその旨を周知し、必要に応じて、国民保護対策を統括する組織(以下「当社対策本部」)を設置する。
- (2) 当社対策本部は、社内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、 集約、連絡及び社内での共有、広報並びにその他必要な業務を統括する。
- (3) 当社対策本部を設置したときは、県対策本部に連絡を行う。
- (4) この計画に定めるもののほか、当社対策本部の運営に関する事項については、大規模自然災害事業継続計画に定める、災害対策本部の運営方法に準ずる。

2 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、関係社員の緊急参集を 行う。 関係社員の緊急参集方法は、大規模自然災害事業継続計画に定める緊急参集 方法に準ずる。

- 3 情報連絡体制の確保
- (1)情報収集及び報告

管理する施設等に関するもの及びその業務として国民保護措置に関するものの 被災情報を収集するよう努めるとともに、当該被災情報を県対策本部に報告す る。

(2) 通信体制の確保

国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置を講ずる。また、直ちに県に支障の状況を連絡する。

第2節 安全の確保

- (1) 国民保護措置を実施するに当たっては、県又は関係市町村から武力攻撃の状況 その他必要な安全に関する情報の提供を受けるなど、当社の実施する国民保護措 置に従事する者の安全の確保に十分配慮する。
- (2) 国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第 158 条第 3 項に基づく特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、知事の許可に基づき適切に使用する。

第3節 関係機関との連携

県対策本部及び関係市町村対策本部、指定公共機関など関係機関と緊密に連携し、 的確な国民保護措置の実施に努める。

第4節 業務に関する情報提供

武力攻撃事態等においては、報道発表、ホームページへの掲載等の適宜の方法により以下の被災情報等を提供するよう努める。また、管理する施設及び設備に係る武力攻撃災害による被災の状況に関する情報(以下「被災情報」という。)並びに会社がその業務として行う国民保護措置に係る被災情報を収集し、関係機関に報告する。

- (1) 電気通信設備等の被災情報
- (2) 通信の疎通状況及び利用制限状況等
- (3) 被災設備、回線等の復旧状況及びその他の国民保護措置の実施状況
- (4) その他必要な情報。

第5節 警報の伝達

知事より警報の通知を受けた場合には、別紙の連絡経路図に従い、社内における迅速かつ確実な伝達を行う。また、警報の解除の通知があった場合も同様とする。

第6節 施設の適切な管理及び安全確保

- (1) 国からの情報等を踏まえ、安全の確保に十分に配慮の上、管理する施設等に関する巡回の強化など安全確保のための措置を講ずるよう努める。
- (2) 武力攻撃事態等において、会社が管理する生活関連等施設につき、県又は関係市町村から安全確保措置を講ずるよう要請があった場合には、必要な安全確保措置を講ずる。
- (3) 前2項の安全管理措置を講ずるにあたり、必要に応じ、警察機関、消防機関その他の行政機関(海上保安庁、総務省及び施設の安全確保につき専門的見地から助言等を行うことができる行政機関を含む。)等に支援、協力を求める。
- (4) 危険物質等の取扱所の使用禁止命令等に対する措置 武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため の措置として、国及び地方公共団体からの危険物質等の取扱所の全部又は一部の 使用の一時停止又は制限等の命令等が出された場合には、当該措置を的確かつ迅 速に実施する。

第7節 業務に関する国民保護措置の実施

(1)会社は、武力攻撃事態等において、重要通信を確保し、国民保護措置の実施に 必要な通信を優先的に取扱うために必要な措置を講ずる。また、避難施設におけ る通信の確保に協力する。

- (2)会社は、その業務に係る国民保護措置を実施するため特に必要があると認めるときは、知事又は関係市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。
- (3) 避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、知事が行う救援に対して必要な協力を行うよう努めるものとする。

第8節 武力攻撃災害への対処に関する処置

- (1) 武力攻撃災害が発生した場合には、被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずるものとする。
- (2) 重要通信の疎通を確保するため、優先電話からの通信を識別し、優先電話から の通信を優先的に取扱う。
- (3) 武力攻撃災害が発生した場合には、被害状況を把握し、予備設備への切替等を 行い、重要通信の疎通の確保を図るものとする。
- (4) 前項の場合において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、 臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要通信 の確保を図るものとする。

第9節 応急の復旧

- (1) 武力攻撃災害が発生した場合、その業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努める。
- (2) 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たっての自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県 又は関係市町村に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他 応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求める。
- (3) 当社対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を県に報告する。

第 10 節 安否情報の収集

- (1) 地方公共団体が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、地方公共団体の行う安否情報の収集に協力するよう努める。
- (2) 地方公共団体の行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努める。

第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

- (1)被災した通信設備の復旧措置は、他の一般の諸工事に優先して速やかに実施する。
- (2) 応急の復旧のために必要な措置を講ずるにあたって自らの要員、資機材等に よっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、沖縄 県に対し必要な人員及び資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のために必要 な措置に関し支援を求めるものとする。
- (3) 被災設備の復旧は、復旧にあたる工事関係者の安全を確保しつつ、被災設備の被害の状況、当該被災地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等も考慮して実施するものとする。

第5章 緊急対処事態への対処

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画 の第1章から第3章までの定めに準じて行うこととする。

尚、緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラ・特殊部隊による攻撃等に おける対処と類似の事態が想定される。

第6章 計画の適切な見直し

- (1) 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、知事に報告する。また、関係市町村長に通知するとともに、ホームページ等において公表する。
- (2) この計画の変更に当たっては、変更内容の重要性を考慮の上、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努める。
- (3) この計画を変更するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

附則

この計画は、平成19年3月1日から実施する。

この計画の改正は、令和5年6月1日から実施する。

連絡経路図

